

町民の眼 (No.8)

令和7年4月吉日

発行責任者 (吉岡政昭)

早来大町141-47

ご存じでしたか？

「役場（職員）に対する、町民からの 「（不当）要求行動」については、

「録音・録画する」ようになったことを。

「役場職員に対する住民からのハラスメント対策」の関係で、「暴力的行為に対する対応措置」として、「**安平町不当要求行為等の防止に関する要綱**」が、定められています。（令和5年7月12日）

注1. 「要綱」とありますが、「要綱」は、「告示」または「訓令」として制定します。安平町の場合は、「**不当要求行為等の防止に関する要綱**」ほ「訓令第9号」として発令されました。

「告示」は外部に対して周知する。「訓令」は組織の内部に対して発するものです。

注2. なお、「要綱」を定めたときには、「録音・録画」の定めはありませんでしたが、令和5年の「臨時議会」（7月21日）の時、「窓口対応として、電話に録音機やビデオの録画をつける必要がある」との鳥越議員の主張から生まれたものです。

注3. それを受け新年度の**新規予算**として 令和6年2月13日（火）の全員協議会で「**不当要求行為等対応環境整備事業**」として、録音・録画は「**窓口**」ではなく「**会議室**」で、**本人了解の上、行われている**とのこと。

主な「不当要求行為等」とは？ その例の一部。

①大声を出す。②脅迫行為。③誹謗中傷。④業務妨害。⑤実現不可能な要求。

⑥その他

一般的対応「**不当要求行為等への対応**」とは。

①記録を取る。②相手の確認。③要件の確認。④落ち着いた場所での対応。

⑥その他

（カスハラとは）

テレビなどでも知られている例で「客が店員に土下座させたり、大声を出したり、高飛車に出たり、威嚇的に暴言を吐いたり」等々の行為を「カスハラ行為」と言います。

町民が、役場職員へ自分の要求を通すために「**大声を出したり」「暴言を吐いたり**」等々の「カスハラ行為」を防止するための対策が、「**不当要求行為等対応マニュアル**」です。

同じような事が、安平町でも起こり得ると考えられての「対策」です。マニュアルには、具体的事例に対する町側の対応は、沢山ありますが、それらの全てに、**一問一答形式の対応が書かれています。**

「**片手落ちの要綱**」・・・「**要綱**」（マニュアル）の最大の問題点。

「**不当行為**」は、「**町民から役場職員**」にだけ「**起こる**」のではない！
「**逆カスハラ**」は、**町長や役場職員から町民**に対しても**起こりえます**！

具体的例（1） ・「電話を一方向的に切る」「不親切」など。
町民からの電話を一方向的に切る行為。社会人としても、当然問題ですが、特に公務員としての基本が批判される。事例としては、一つ二つではない。その他、町民に対する対応が、遅い、不適切。感じが悪いなどがある。

具体的例（2） ・ウソをついてバレたり、^{おうへい}横柄であったり。
前町長の場合、総務省から「**こども園の民営化か、正職員にしなければならぬとの強い指導があった。**」と政策執行理由を議会で説明しました。しかし、疑問に思った私が、道庁に対し「**総務省からそうした指導が来ているか**」を確認したところ、「**真っ赤なウソ**」であったことがわかりました。

以下が、道庁からの回答です。（H27・7・27 メール回答）
※「**総務省からの通知文書は、総合政策部、保健福祉部、及び、胆振総合振興局に確認しましたが、いずれの部局とも、情報がありませんでした。**」また「**内閣府地方創生推進室にも同様の確認しました**」との知らもあった。

私は、改めて前町長に「**確認の質問書**」を提出しました。
しかし、**前町長からの回答は、「回答しない」とのもの**でした。

このような虚偽をもって政策実現を果たそうとする前町長の行為は、明らかに「町民・議会に対する不当行為」と言えます。

この安平町では、町長の「ウソと回答拒否」が、何の「おとがめ」もなく、そのまま通って来たのです。

「安平町不当要求行為等の防止に関する要綱」に、 吉岡から「追加事項」の提案。

（「追加必要事項」の内容）

1. 町民から「町長・役場職員の虚偽や不適切な行為」が指摘された場合は、担当課、及び、調査機関の設置を含め、事実関係を明らかにするよう努める。なお、調査結果と措置に関し訴えた町民・当事者に報告すると共に、町報等において公表する。また、必要な場合は、町長は「職員懲罰審査委員会」に諮問する。

町理事者、役場職員、議会議員、それぞれ町民の皆さんが留意しなければならない「**共通のテーマ**」は、「**虚偽**」や「**不正**」「**ごまかし**」などをいかにして排除していくか、です。

副議長が「議会報告会」の廃止を主張。「参加者が少なく、同じ顔ぶれの参加だから」と。

「開催の必要性に疑問」と、発言。

議会改革調査特別委員会委員長を「副議長」が兼ねる。

今年の「議会報告会」の「反省会議」の中での議会改革調査特別委員会委員長（副議長）の発言を、見過ごすことはできません。「基本的な問題」が含まれています。

（副議長発言）
 ・・ただ、議会基本条例の第6条の情報公開と言うことで明示されていて、その中で、議員懇談会（議会報告会の間違い）と言うことで位置づけて実施はしてきているのですよね。第6条には議会が審議の内容及び各議員の対応について、議会広報等を通じ、情報の公開をするともに議会報告会などや町民の要望に応じて出前説明会いわゆる出前トークなどを開催し十分説明を行うものとするとなっていますが、今はもう、ネット社会になってきているいろいろな意見それぞれについても役場やその他で、「ていあんくん」があったり、議会事務局に直ちにいろいろな要望とか意見が寄せられている状況がありますので、あえて議会懇談会というものを開催する必要があるのかなと言う疑問を私は持っています。みなさんのお考えはどうですかね。

確認①：条例の内容は、「議会懇談会」ではなく「議会報告会」です。

確認②：発言の前半（白地）部分と後半の「塗りつぶし」部分は、発言内容の性質・目的・方向の違いにより、あえて区別した。

確認③：前半（白地）の説明の矢印の向きは、議会、議員側から町民への「説明義務」の方向を示している。つまり、議会基本条例の「第6条には議会が審議の内容及び各議員の対応について・・・情報の公開をするとともに議会報告会」などの実施を求めている。さらに、町民の要望に応じて行う「出前説明会いわゆる出前トーク」には、「十分説明を行うものとする」とある。この説明からも参加町民がたとえ1人でも、開催し「説明責任」を果たすのが、「議会報告会」の趣旨だと述べたものだ。

確認④：後半（塗りつぶし）の矢印の向き。（町民から議会・議員へ）

「・・今やもうネット社会になっていて・・」と、突然、町民側からの「質問・意見」を取り込もうとしているが、このことをもって、議会、議員側から町民に対する「説明義務」を否定することにはならない。つまり矢印の向きを逆には出来ない。

- ①町民の参加者が少ない。（議員の数の数の方が多い）
- ②同じ顔ぶれで同じ内容の（意見の）繰り返した。（だから、）
 極端に言うと、議員懇談会というのは、必要ないのかなと。
- ③胆振西部の方では、もうやっていない。そういう流れになっている。（条例の目的から言えば、他地区の話は関係ないです。）

「議会報告会」における女性町民からの指摘。

議員の町民に対する「ハラスメント」では？

「高圧的対応」「回答拒否」「開き直り」
 議員との電話を「リアルな臨場感あふれる説明」で紹介される！

追分地区での「議会懇談会」（正しくは「議会報告会」）で、女性参加者と副議長との電話のやりとりを、「リアルな臨場感漂う」内容で、報告・再現してくれました。原因、理由等は当事者のみが真に知るところではありますが、原因やいきさつはどうあれ、以下の電話のやりとりは、議員の一般町民に対する「高圧的な対応」「回答拒否」「開き直り」とも受け取られ、議員の町民に対する「ハラスメント」ではないかとも思われる。

この女性町民が、議会報告会で明らかにした副議長との電話「応答」の詳細は、彼女が渡す依頼先の町長、議員各位、町の説明員宛の「ていあんくん」（令和4年12月8日）に書かれていたものと同一内容で、且つ、まとまっているので、それを転記します。

副議長「もしもし、〇〇だけど」

町民「はい、何でしょうか」

副議長「多田さんから電話するように言われたけど、何さ？」

町民「??? 多田さんには、電話をかけるようには伝えておりませんが」

副議長「多田さんがアンタが電話してくれて言ったって言うから電話してるんだけど」

町民「私が議会事務局に提出した文書は、お読みになりましたか？それに対する回答であれば、文書でお答え下さい。」

副議長「なんでオレがアンタに答えなければならぬのヨ！」

私（吉岡）も体験した副議長の「回答拒否」と「開き直り」。

その1（副議長の例）・・・回答を催促した際の「返事」

去年、早来学園での町政懇談会の折り、偶然、副議長に会った私は、「回答をまだ受け取っていないのだけれど」と催促したところ、「どうして回答しなければならぬのですか」と逆質問。「説明責任があるでしょう」との私の指摘に、この副議長曰く、「同じ質問を沢山の人がしたら答えるけれど、1人からの質問だから答える必要はない」との返事。（基本がわかってないと思った。）

《間違いを指摘されても、未だに回答をしない副議長に行った沢山の質問の一つ。》

(1)「決算委員会は、特に大事な会議ですが、議員の発言に大きな差がある。」との私の指摘（議会報告会で）に対する副議長の答弁は次のものでした。

決算については、私はその都度その都度、予算計上されて認められて4月から積んで行くわけで、そういう流れの中で都度、意見を言ってきた」と発言。副議長さん、あなたの発言の間違いに気づきましたか？「決算は、まず、3月に1年間の当初予算が組まれ、その後、4月以降に新たな予算の追加・減額の補正予算が組ま

れます。決算委員会では、当初予算と補正予算を含め1年間の予算全体の使い方・過不足の評価を審議するので。」「予算計上されて認められて4月から積んで行く。都度、意見を言ってきた。」と言うのは、決算のことではなく、補正予算のことですね。因みに、副議長の発言の記憶は私にはありません。

